第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二		
（略）		
第四十九条の七 第四十九条の七の二第一項	都道府県知事	中核市の市長

附　則

第五十六条　第三十六条の三十五第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ロ中「をいう。」とあるのは「をいう。以下このロにおいて同じ。」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者その他の教育及び保育に関する知識、経験等を有する者として市町村長が認めるもの」と、「半数」とあるのは「三分の一」とする。

②　法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一～五　（略）

第五十六条の二　第三十六条の三十六の五及び第三十七条の五の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句とする。

第三十六条の三十六の五	申請事業開始年度に係るもの	申請事業開始年度に係るもの（申請事業開始年度の翌年度に係るものが、申請事業開始年度に係るものを上回つている場合にあつては、申請事業開始年度の翌年度に係るもの）
第三十七条の五	申請施設事業開始年度に係るもの	申請施設事業開始年度に係るもの（申請施設事業開始年度の翌年度に係るものが、申請施設事業開始年度に係るものを上回つている場合にあつては、申請施設事業開始年度の翌年度に係るもの）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十九条の五の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（略）		
第四十九条の七第一項	都道府県知事	中核市の市長

附　則

第五十六条　第三十六条の三十五第二号の規定の適用については、当分の間、同号ロ中「をいう。」とあるのは「をいう。以下このロにおいて同じ。」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者その他の教育及び保育に関する知識、経験等を有する者として市町村長が認めるもの」と、「半数」とあるのは「三分の一」とする。

②　法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一～五　（略）

（新設）